

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 平成23年度計画

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究を実施する。

ハ 研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。

i) 基幹研究

重点推進研究：専門研究の内、重要性及び緊急性という観点から重点的に推進する研究

専門研究 A：障害種別によらない研究で、特別支援教育推進のための総合的研究、障害種別の共通テーマの研究

専門研究 B：障害種別等に対応した専門的研究

専門研究 C：業務上必要な研究で、かつ全所的に取り組むことが求められる研究

専門研究 D：上に該当しない先端的、試験的、萌芽的研究

ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究

iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究

iv) 共同研究：本研究所において実施されている実際の・総合的研究と大学や大学共同利用機関、医療・福祉機関等において実施されている基礎的・理論的な研究を融合する研究

v) 調査研究：研究所の業務部門において、その業務を遂行する上で必要な調査及び研究

二 平成23年度に基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成22年度からの継続研究

(重点推進研究)

・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（平成22年度～平成23年度）

・特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究（平成22年度～平成23年度）

・特別支援学級における自閉症のある児童生徒の「カリキュラムアセスメント」(仮称)に基づいた教育課程編成に関する実証的研究（平成22年度～平成23年度）

・発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究—幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—（平成22年度～平成23年度）

(専門研究 A)

- ・ 特別支援教育における ICF-CY の活用に関する研究—活用のための方法試案の実証と普及を中心に— (平成 22 年度～平成 23 年度)
- ・ 特別支援学校高等部 (専攻科) における進路指導・職業教育支援プログラムの開発 (平成 22 年度～平成 23 年度)

(専門研究 B)

- ・ 軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究 (平成 22 年度～平成 23 年度)
- ・ 言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法の開発に関する研究—通常の学級と通級指導教室の連携を通して— (平成 22 年度～平成 23 年度)
- ・ 肢体不自由のある児童生徒の障害特性に配慮した教科指導に関する研究—表現する力の育成をめざして— (平成 22 年度～平成 23 年度)
- ・ 特別支援学校 (病弱) のセンター的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究 (平成 22 年度～平成 23 年度)
- ・ 発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を中心に— (平成 22 年度～平成 23 年度)

ii) 平成 23 年度からの新規研究

(専門研究 A)

- ・ インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究
- ・ インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究
- ・ 特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究
- ・ デジタル教科書・教材及び ICT の活用に関する基礎調査・研究

(専門研究 B)

- ・ 小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実地的研究

② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。

イ 中長期を展望し平成 20 年 8 月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。

ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。

ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2 年を年限として研究成果をまとめる。

ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ (領域) を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設し、平成 23 年度から実施する。

[研究テーマ 1]

インクルーシブ教育システムに関する研究 (平成 23 年度～27 年度)

[研究テーマ 2]

特別支援教育における ICT の活用に関する研究 (平成 23 年度～27 年度)

③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。
- ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。
- ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。
- ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実際的で総合的な研究の推進

- ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、实际的、効率的かつ効果的に研究を実施する。
 - イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みについて、平成24年度からの実施に向けた検討を進める。
 - ロ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。
 - ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。
 - ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。
- ② 大学などの基礎的研究と研究所の実際的な研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。
 - イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。
 - ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。
- ③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流についての検討を行う。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

- ① 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度（1年の研修期間）を次のとおり実施する。

実施期間：平成23年4月18日～平成24年3月16日

募集人員：10名

- ② 研修の実施については、次の事項に留意する。
 - イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。
 - ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。
（修了後1年後のアンケート調査の実施予定）
平成23年度受講者については、25年1～2月
 - ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作

成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1~2月

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

③ なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め平成23年の夏頃までに見直すものとする。また、その際には経費の縮減に努める。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施する。

(第一期) 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成23年5月9日~平成23年7月8日

(第二期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成23年9月6日~平成23年11月11日

(第三期) 視覚障害・聴覚障害教育コース

募集人員：40名

実施期間：平成24年1月11日~平成24年3月14日

募集人員計：200名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 事前学習用コンテンツを開発し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1~2月

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1～2月

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各2～3日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。

イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

実施期間：平成23年7月25日～平成23年7月26日

募集人員：70名

ロ 発達障害教育指導者研究協議会

実施期間：平成23年8月4日～平成23年8月5日

募集人員：100名

ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会

実施期間：平成23年11月21日～平成23年11月22日

募集人員：70名

ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

実施期間：平成23年11月28日～平成23年11月30日

募集人員：70名

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

（修了後1年後のアンケート調査の実施予定）

平成23年度受講者については、25年1～2月

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

（修了後1年後のアンケート調査の実施予定）

平成23年度受講者については、25年1～2月

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。

また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。

- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣するため、講師派遣基準を策定し、運用する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進

障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。

- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に資する情報提供の充実

イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。

ロ 教育相談年報については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。

ハ 日本人学校等への支援を充実する。

(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施

- ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。

イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。

- ② 教育相談事例の研究

研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。

4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供

(1) 研究成果の普及促進等

- ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。

- ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。

イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究

所セミナーを開催する。

ただし、従来年2回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。

また、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

□ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において100件以上発表する。

③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。

イ 研究紀要第39巻を刊行する。

□ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。

ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。

④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。

イ 研究所のウェブサイトユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮して再構築し、特別支援教育に関する情報を提供する。

□ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。

□ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。

また、データベースアクセス件数を年間500,000件以上確保する。

③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。

イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2011in 横須賀」を開催する。

主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校

共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA

□ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及策について検討する。

ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。

④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供

イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。

ロ 国際交流に関する刊行物については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費については、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。

(点検・見直しを行う観点)

- ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。
- ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。
- ・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。

(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。

(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。

(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

III 予算、収支計画及び資金計画

(1) 平成23年度予算

収入	1,113,582千円
運営費交付金	1,081,622千円
施設整備費補助金	28,440千円
自己収入	3,520千円
支出	1,113,582千円
運営費事業	1,085,142千円
人件費	803,350千円

業務経費	281,792千円
施設整備費補助金事業	28,440千円

(2) 平成23年度収支計画

費用の部	1,085,142千円
収益の部	1,085,142千円

(3) 平成23年度資金計画

資金支出	1,113,582千円
業務活動による支出	1,085,142千円
投資活動による支出	28,440千円
資金収入	1,113,582千円
業務活動による収入	1,085,142千円
投資活動による収入	28,440千円

IV 短期借入金の限度額

限度額3億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

V 重要な財産の処分等に関する事項

- (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 職員研修館を保有する必要性について検討を行い結論を得る。また、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分方法について検討する。

VI 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

自己収入の目標額：12,700千円

VII 剰余金の使途

平成23年度は該当しない。

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携
筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。

(2) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。

(平成23年度の施設整備予定)

東・西研修員宿泊棟居室環境等改善工事

(平成23年度研究所公開)

平成23年11月5日

(3) 人事に関する計画

① 方針

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

② 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。

③ その他

- ・ 客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。
- ・ 教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に務める。

(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

平成23年度は該当しない。